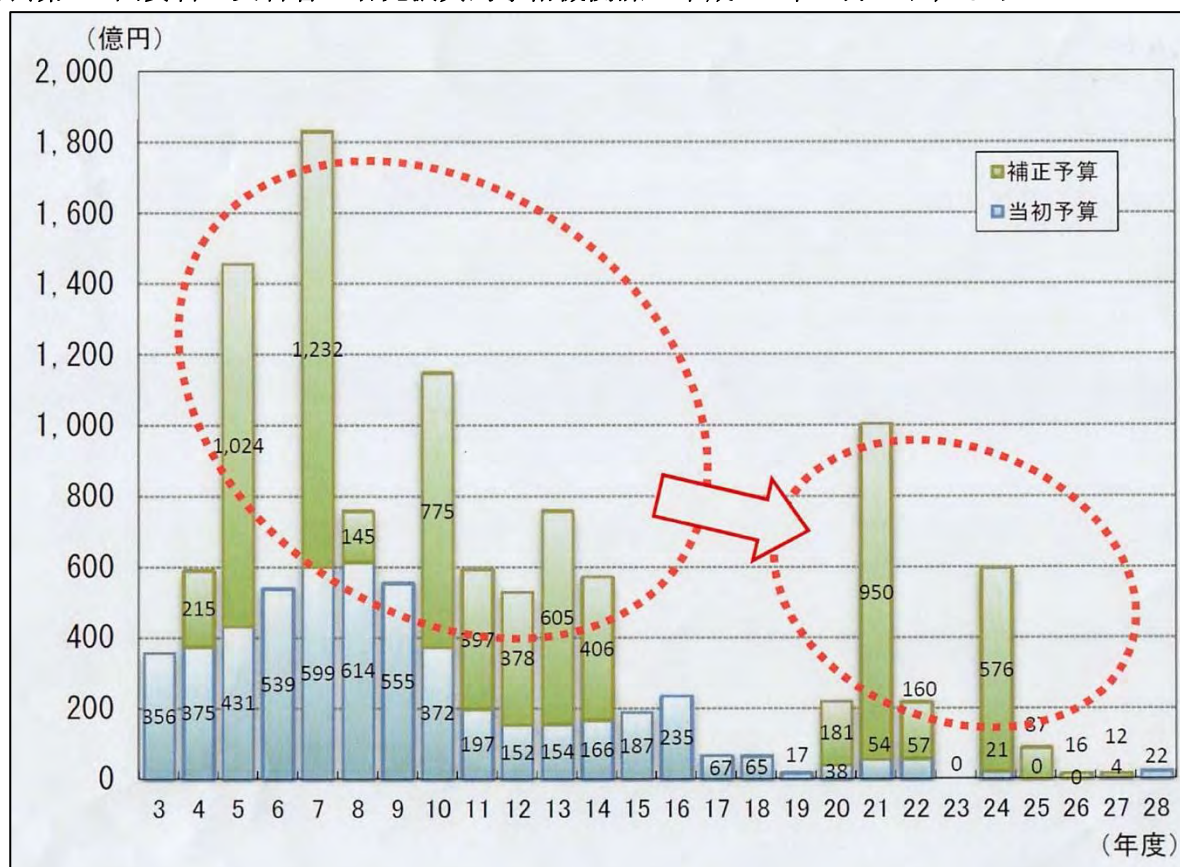


研究施設整備に係る予算の状況

国立大学法人においては、運営費交付金が大幅に減額され、教育研究等に係る諸活動に支障をきたしている状況であるが、大型の研究設備の老朽化や陳腐化に対する更新等の対応も焦眉の課題となってきた。そうした研究設備に関しては、多くは概算要求の共通政策課題分における基盤的設備等整備分等として要求するが、資料 1 に見られるように、当該予算に関しては、とくにこの 10 年間は当初予算で認められるものがほとんどなくなってきており、補正予算で辛うじて一部のものが認められるのが通例となってきた。しかし、平成 26 年以降は補正予算の措置もほとんどなくなってきており、当該設備の老朽化と陳腐化が深刻な問題となっている。

資料 1 「共同利用・共同研究体制の改革・強化等について」(科学技術・学術審議会学術分科会第 61 回資料 文科省・研究振興局学術機関課 平成 28 年 2 月 1 日) より



このような問題については、すでに平成 17 年の時点において、資料 2 にあるように政府・文科省においても認識されていた。そこでは、研究設備に係る予算等の推移について、次のように述べられている。

「国立大学等について、平成 4 年度以降の研究設備に係る予算の推移（別紙 1-1 参照）をみると、当初予算は平成 4 年度の 191 億円から平成 8 年度には 333 億円に達した。この

間、平成 5 年度に 692 億円、平成 7 年度に 555 億円の大型の補正予算が措置されている。

しかし、平成 9 年度から当初予算は減少に転じ、平成 12 年度には 32 億円まで減少した。ただし、平成 10 年度より平成 14 年度まで毎年度 100 億円から 300 億円規模の補正予算が措置されており、したがって、この 5 年間は当初予算を上回る額が補正予算で措置されていた。

直近の平成 17 年度当初予算では、運営費交付金（特別教育研究経費）・施設整備費補助金の設備関係経費として 144 億円が計上されている。これらは、設備費として明確な予算根拠のあるものを計上しており、基盤的経費や競争的資金などにより捻出された設備費は含まれていない。また、平成 15 年度以降は補正予算の措置は行われていないため、全体的には研究設備に係る予算は大幅に減少している。」

また、資料 2 からは、研究設備の現状とそれらを取り巻く課題について、当時においてすでに明確に認識されていたことがわかる。その対策としては、大学等において設備マスタープランを策定するなどの計画的・継続的な研究設備充実のための取組みを求め、それを前提として「効果的な支援」を国が行うことがうたわれていた。「学術研究設備の問題は、基盤的経費や競争的資金の在り方、共同利用など学術研究システムの在り方などにも関係する幅広い問題であり、今後も引き続き、我が国全体の学術研究の発展を視野に入れ、研究設備を適切に運用できる人材の配置と養成、部局・大学ごとの役割分担を含め、国公立大学における研究設備の充実方策について、検討を加えることが必要」であるとして、今日の問題状況への対応方策が示されている。

資料 2 「国公立大学及び大学共同利用機関における学術研究設備について－今後の新たな整備の在り方－」（平成 17 年 6 月 30 日）より

国公立大学及び大学共同利用機関における学術研究設備について — 今後の新たな整備の在り方 — の概要

大学等における研究設備の現状

基本的な考え方

- ① 基盤的な研究設備の計画的な整備の推進
- ② 先進的な研究設備の重点的な整備・充実
- ③ 研究設備の共同利用の積極的推進
- ④ 研究設備のレンタル等による導入の促進と維持管理の改善

上記の考え方を踏まえ、役割を以下のような観点で整理した上で、各大学等にアンケート調査を実施（購入金額、共同利用、経過年数、分野別等）

- (a) 国際的な共同研究拠点となる大型研究設備
- (b) 独創的・先端的研究のための大型研究設備
- (c) 共同利用、研究基盤・支援のための研究設備
- (d) 地域・社会貢献、国家戦略に資する研究設備

研究設備を取り巻く課題

国公立大学等を通じての共通事項

【研究設備一般について】

- ・設備の整備・更新、施設の整備・改修が困難
- ・老朽化による保守・修繕費等の増大により研究費を圧迫等
- 【競争的資金により導入された研究設備について】
- ・プロジェクト終了後の更なる研究展開を図るための支援
- ・COEなどで整備された中核的設備群を体系的に支援等

国立大学等の課題

- ・設備費や維持費の予算要求システムが不明確
- ・全国共同利用の設備の整備充実に関する学内理解が困難
- ・最先端の大型研究設備の維持や導入が困難

私立大学の課題

- ・補助事業における法人負担分の抽出
- ・事業経費に応じた補助率の設定が必要等

早期の対応を検討すべき事項

【国立大学等】

★平成18年度予算要求において対応すべき事項

大学等の計画的な設備整備に対する考え方（設備マスタープラン）に基づく予算要求を前提とし、国としてより効果的な支援を行う

- ① 連携共同利用設備群の形成
- ② 分野融合型設備群の形成
- ③ 再利用（リユース）の推進

★学術研究の推進の観点から、共同利用機能を有する学術研究設備への支援を充実し、国立大学等における共同利用体制を継続的かつ効果的に機能させる必要がある

【私立大学】

★国と法人の負担割合の改善（補助率の引き上げ）

★設備維持費、人件費、施設費など、設備に関連する予算の充実

★大学間連携による研究設備等の整備の促進

【公立大学】

★社会の要請を踏まえた研究を推進するため、地方公共団体等の判断に基づく財政措置の充実が図られることが望まれる

★研究設備に関する基盤的経費と政策課題等に対応し重点的に整備すべき設備に関する経費の適切な組合せの検討が必要

【国公立大学を通じての共通事項】

- ★競争的資金等の国公立大学を通じた競争的・重点的支援など、多様なファンディングシステムの活用
- ★大学共同利用機関法人、国立大学法人の全国共同利用の附置研究所・研究施設等における共同利用体制の活用
- ★共同研究の実施、寄附講座の開設など、産業界との連携による外部資金の導入
- ★公設試験研究機関、大学間の連携による研究設備の共同利用機能の活用等

今後の学術研究の推進に向けて

★国においては、研究設備の学術政策上の重要性を十分認識し、国としてその姿勢を明確に示す必要がある一方、大学等においては、設備マスタープランを策定するなどの計画的・継続的な研究設備充実のための取組みが期待される

★国立大学等に関しては、設備の計画的維持、効率的運用のため、基盤的経費としての運営費交付金の充実を図る必要がある

★大学共同利用機関法人、国立大学法人の全国共同利用の研究所・研究施設等における、法人の枠を超えた共同利用機能を有する研究設備の整備について、国として継続的な支援に努めるべき

★私立大学においては、研究活動の活性化を図ることが望まれ、国としても私学助成の改善・充実など適切な支援の在り方を検討する必要がある

★公立大学の学術研究の推進上の重要な役割を踏まえ、公立大学における研究基盤の充実や、地域における産業界との連携等に向けた研究環境の整備については、地方公共団体等に積極的に働きかけていくことが望まれる

★学術研究設備は、運営費交付金等の経常的な資金に加えて、科学研究費補助金等の競争的資金によっても導入されており、大学等はどの設備を、どのようなスケジュールで、どの資金によって整備するかの戦略を構築することも重要

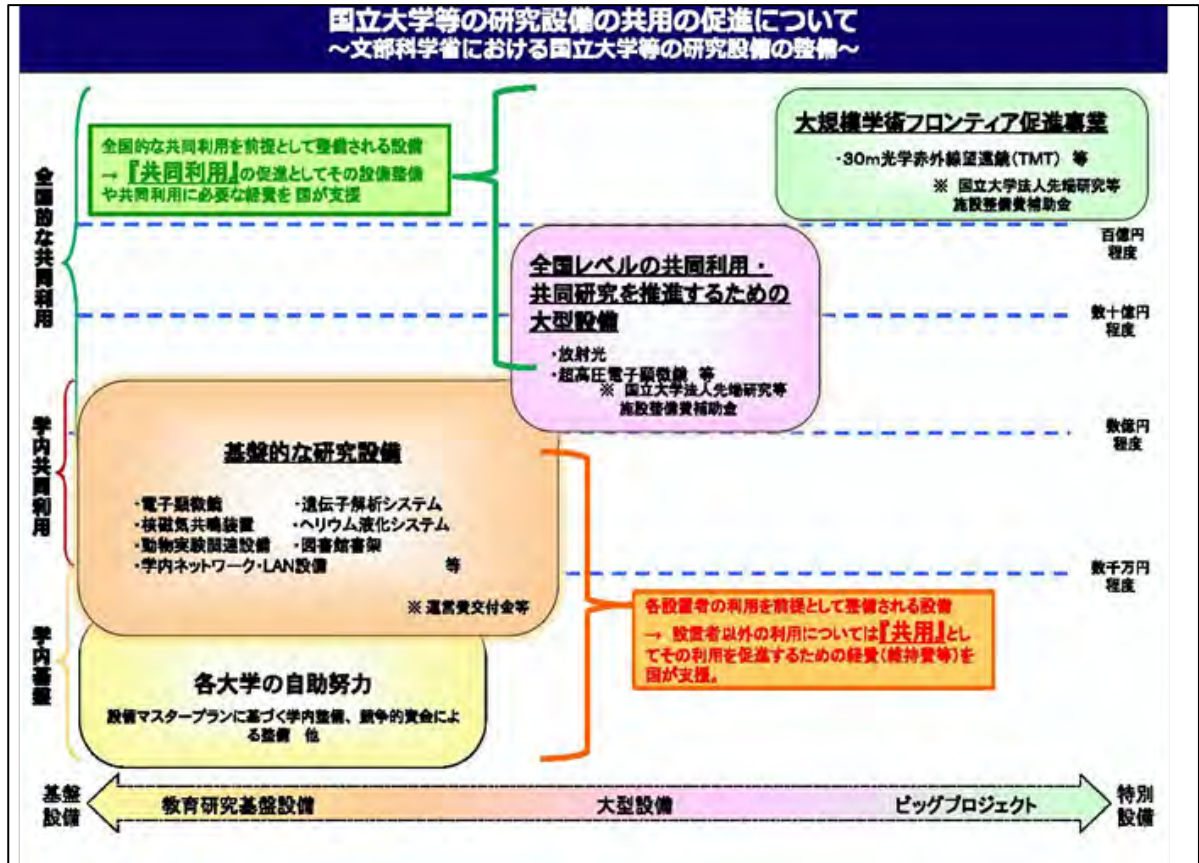
★国公立大学における研究設備の整備について、運営費交付金や私学助成などの各経費の特性を踏まえつつ、国や地方公共団体は共通の観点に立ちながら、支援方針の充実に向けて努力すべき

★学術研究設備の問題は、基盤的経費や競争的資金の在り方、共同利用など学術研究システムの在り方などにも関係する幅広い問題であり、今後も引き続き、我が国全体の学術研究の発展を視野に入れ、研究設備を適切に運用できる人材の配置と養成、部局・大学ごとの役割分担を含め、国公立大学における研究設備の充実方針について、検討を加えることが必要

先にみたように、国立大学等における研究設備に係る予算は、大きく削減されてきた。文科省では、資料2で示された提言を踏まえ、資料3にあるように当該設備を機能的に区分し、大学等における対応を明記するとともに、それらの共同利用を促進することによって大学等における研究環境基盤の強化を進め、わが国の研究力の向上をはかろうとしてきた。しかし、当該施設の共同利用を促進し、稼働率を高めることは、施設自体の整備が計画的に進められていることを前提とするものであり、先のような予算状況がこのまま続けば、施設の老朽化・陳腐化のために、わが国の研究水準は大きく後退することになる。国家的

な事業として、関係予算の拡充が求められるところである。

資料3「共同利用・共同研究体制の改革・強化等について」(科学技術・学術審議会学術分科会第61回資料 文科省・研究振興局学術機関課 平成28年2月1日)より



なお、日本学術会議の科学者委員会学術の大型研究計画検討分科会は、「学術の大型施設計画」と「学術の大規模研究計画」として、2010年に第21期の大型研究計画のマスタープラン2010を提言し、翌年には小改訂を行ったマスタープラン2011を報告している。そうしたマスタープランを策定することによって、日本学術会議はわが国の大型研究計画に一定の指針を与えている。わが国の大学が世界に伍した研究を展開していくためにも、当該指針を踏まえた大型研究計画を進めていくことが期待されるところである。平成26年2月に発表された「第22期学術の大型研究計画に関するマスタープラン(マスタープラン2014)」では、新たに学術大型研究計画207件と重点大型研究計画27件が提案されている。